

社会福祉法人 旭川たいせつ福社会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川たいせつ福社会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、日当）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員に対し、常勤・非常勤の別により報酬等を別記1により支給することができる。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費、日当）を、別記2「役員等旅費基準」にて支給することができる。
- 3 役員及び評議員には、会議等に出席の場合、別記2により費用の実費を弁償する。但し、理事長、業務執行理事、常勤の理事・監事並びに職員兼務役員は除く。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長、業務執行理事及び常勤の理事、監事は年額を12等分し、職員給与支給日に支払うものとする。

2 前項以外の役員には必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

別記1 役員の報酬

区分	常勤	非常勤	年間報酬総額	備考
理事長	4,800千円/年	2,400千円/年	最大 4,800千円 (非勤 2,400千円)	非常勤1名 月10日×12月 ×20,000円
業務執行 理事	2,400千円/年	1,200千円/年	最大 2,400千円 (非勤 1,200千円)	非常勤1名 月10日×12月 ×10,000円
理事	1,200千円/年	10千円/回	最大 1,200千円 (非勤 480千円)	非常勤4名 年12回× 10,000円
監事	1,200千円/年	10千円/回	最大 1,200千円 (非勤 240千円)	非常勤2名 年12回× 10,000円

別記2 出張旅費及び実費弁償費

出張旅費		実費弁償費
日当	宿泊費(食事代含む)	
5,000円	15,000円	5,000円
<p>但し、①交通費は実費 ②宿泊費については、繁忙期又は宿泊地の事情により、規定を超える場合は理事長の承認を得て実費を支給する。その場合は領収書を提出すること。</p>		